

学校いじめ防止基本方針

青森県立青森北高等学校今別校舎

1 基本方針の策定に当たって

いじめは、いつでも、どの学校でも、どの生徒にも起こりうるものであり、生徒の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす。また、それをきっかけに、生徒は不登校になったり、時には自らの命を絶とうとしたりするなど、いじめは生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれもある。したがって、「いじめは絶対に許されない行為である」という認識の下、全教職員が一丸となって組織的に対応する必要がある。

そこで、すべての生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に意欲的に取り組めるよう、地域や家庭、その他の関係機関との連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、及び解決に向けた「学校いじめ防止基本方針」を策定するものである。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて、当該生徒を誹謗中傷した内容を書き込んだり、当該生徒が撮影されている動画や画像を投稿したりすることも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じていることをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」という認識

「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」という認識

「いじめの未然防止は学校・教職員の最重要課題」という認識

(3) いじめの構造と動機

①いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」、「見て見ぬふりをする者」、あるいは「まるっきり関わりのない者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用になったりする。

②いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）

- ・同調性（強い者に追従したい、数の多い側に入りたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に反発・報復したい）
- ・欲求不満（いらいらを晴らしたい）

（４）いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。いずれの態様についても、しっかり調査して対応する。

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる・小突く、命令・脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、メール等による誹謗中傷、噂流し、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り、けんか（けんかそのもの、またはけんかに至る過程の中に、いじめが含まれている場合がある）

3 校内体制

（１）平常時の組織体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための組織としていじめ防止委員会を置く。

（２）いじめ発生時の組織体制

いじめが発生した場合、その解決にあたる組織としていじめ対策委員会を置く。

4 いじめの未然防止

いじめ問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。そこで、基本方針に沿って学校いじめ防止プログラムを策定し、いじめ防止に資する様々な取組を体系的・計画的に行っていく。学校での教育活動全体を通じて、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

（１）学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

（２）特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくり
- ・ボランティア活動や体験活動を通じた協調精神の育成

（３）教育相談の充実

- ・面談の定期的な実施（学年によって時期は異なるが、各学期１回）

（４）人権教育の充実

- ・ホームルーム活動を通じた人権意識の高揚
- ・講演会等の開催

（５）情報教育の充実

- ・教科「情報」におけるモラル教育の充実

- ・情報モラル教室の開催
- (6) 保護者・地域との連携
 - ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知（入学式等での説明や学校HPへの掲載）
 - ・学校公開（公開授業等）の実施

5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するのに最も重要なポイントは早期発見・早期対応である。いじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。関係教員及び管理職に速やかに報告し、事実確認をする。

(2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン

(3) 教室・家庭でのサイン

(4) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置（教頭・生徒指導部）・周知
- ・面談の定期的実施（学年によって時期は異なるが、各学期1回）
- ・SSW（スクールソーシャルワーカー）・SC（スクールカウンセラー）等の外部人材の活用

(5) アンケート調査の定期的実施

- ・いじめアンケート調査（6月、12月、2月）

(6) 情報の共有

- ・報告経路の明示、報告の徹底
- ・職員会議や職員集会等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・進級時の引き継ぎ

6 いじめへの対応

いじめへの対応は学校が組織的に行うこととし、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まないようにする。

(1) 生徒への対応

① いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、孤立しないよう十分に配慮を重ねながら、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

②いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気づかせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。

③関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、面白がって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(2) 保護者への対応

①いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

②いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらおう。

③保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し、解決を目指す。

(3) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

①教育委員会との連携

- ・関係生徒・保護者への対応方法に関する指導・助言
- ・関係機関との調整

②警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる犯罪等の違法行為がある場合

③福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活・環境の状況把握

④医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状に関する指導・助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

- ・文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する。
- ・特定の生徒になりすまし社会的信用を失墜させる行為をする。
- ・掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載する。

(2) ネットいじめの未然防止

①保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

②情報教育の充実

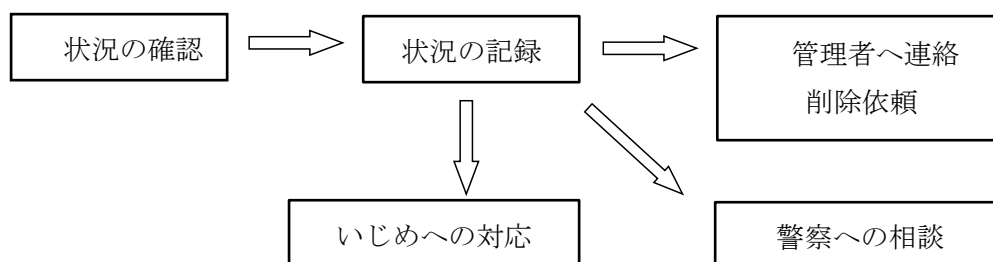
- ・教科「情報」における情報モラル教育の充実
- ・情報モラル教室の開催

(3) ネットいじめへの対処

①ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロール

②不当な書き込みへの対処



8 いじめの解消

いじめの解消については、いじめ対策委員会が次の2つの要件を満たしているかどうかで判断する。

- ・いじめに係る行為が3か月以上止んでいる。(教員等による状況の注視)
- ・いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていない。(面談等により確認)

9 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

①生徒の生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・一定期間連続して欠席しているような場合。

(2) 重大事態時の報告・調査

重大事態が発生した場合、速やかにその旨を県教育委員会に報告する。その後、県教育委員会の判断に従い、学校が調査の主体となる場合は、いじめ対策委員会を母体として当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。

10 評価

生徒・保護者・教職員対象のアンケート調査を実施し、いじめ防止等のための取組に係る達成目標について、その達成状況を評価する。また、評価結果を学校評議員会で報告し、寄せられた意見・助言も参考にしながら、次年度に向けて基本方針の見直し及び取組事項の変更・追加を行う。